

【諮問第158・159号】

19川情個第8号
平成19年4月17日

川崎市教育委員会
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する全部開示処分及び部分開示処分に係る異議申立てに
ついて（答申）

平成17年7月25日付け17川教庶第498号及び第499号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書開示請求に対する全部開示処分及び部分開示処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人の公文書開示請求に対して、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った平成17年6月15日付け全部開示処分及び部分開示処分は、いずれも妥当ではなく、次のようにすべきである。

- (1) 回議書（平成17年1月24日付け16川教庶第1137号、平成16年1月30日付け16川教庶第964号、平成16年11月30日付け16川教庶第965号）に相当する教育委員会会議録・配付資料を対象文書に加えたうえで、不開示情報に該当する部分を除いて開示する（諮問第158号・第159号関係）。
- (2) 不開示とされた部分のうち、学校名、処分理由説明中の訴訟に関する記載部分（事件番号を除く）については、開示する（諮問第159号関係）。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 平成17年6月2日、異議申立人は川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、請求に係る公文書の内容を次のとおりとする公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「川崎市情報公開・個人情報保護審査会諮問第130号」、「平成16年6月4日付け16川教庶第295号の『全部開示処分』及び『部分開示処分』」、

「川崎市情報公開・個人情報保護審査会諮問第132号」、「川崎市情報公開・個人情報保護審査会諮問第133号」の事案について

請求1 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第2項「教育長は前項((3)不服申立てに対する決定以外の公文書の開示等に関すること)の規定に基づきその事務を専決したときは、これを速やかに委員会に報告しなければならない」とされている義務化された文書のすべて

請求2 請求1の報告を受けた教育委員会の上記諮問に至る文書のすべて

- (2) これに対し、実施機関は本件請求に係る文書のうち、条例第8条第1号に該当するため非開示とする部分を含む文書につき平成17年6月15日付けで一部承諾処分（以下「本件処分1」という。）を行い、その余の文書につき同日付けで全部承諾処分（以下「本件処分2」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成17年6月17日、本件処分1及び2に対しいずれも「全て開示するとの処分を求める」とする異議申立てを行なった。（本件処分1につき当審査会諮問第159号、本件処分2につき当審査会諮問第158号）。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び平成18年10月17日に実施した意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

実施機関の閲覧請求に対する処分のうち、「承諾」とする文言の処分については、

不承諾を意味する処分である（被告川崎市教育委員会・被告川崎市長阿部孝夫提出の横浜地方裁判所の書面で明白である）。

また、不承諾処分であるならば、その理由を付記した不承諾処分通知書を作成して通知する義務を課しているが、実施機関はその義務を怠っている。

実施機関の処分通知書からは閲覧請求権に対する処分内容が明らかでないから、処分内容の理解は不可能である。公開の原則に基づき「全て開示するとの処分」を求める。閲覧時に処分理由を説明できる者が立会って説明しないので機械的に異議申立てをせざるを得ない。

4 実施機関の主張要旨

平成17年12月1日付け処分理由説明書及び平成18年9月19日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は次のとおりである。

(1) 諮問第159号について

請求1に係る文書は、情報公開条例に基づく公文書開示請求に係る諾否処分から異議申立てに係る諮問までの事務について、実施機関が「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」に基づき、教育委員会の権限に属する事項のうち教育長の専決で行なった事務を教育委員会へ報告した文書である。請求の から の事案に係る専決事項を、平成16年6月29日開催教育委員会定例会、平成16年8月24日開催教育委員会定例会、平成16年10月26日開催教育委員会定例会、平成16年12月14日開催教育委員会定例会の各報告事項「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について」により、教育委員会へ報告した会議録及び配布資料を該当する公文書と特定したうえで、教育委員会定例会配布資料に記載された請求者の氏名、請求概要欄の学校名については、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できる情報で、個人のプライバシーに属する情報が明らかになるおそれがあることから不開示とした。

また、請求2に係る文書は、公文書開示請求に対する諾否処分から異議申立てに係る諮問までの一連の文書の全てを求めたものである。それぞれの事案に係る事務の回議書を該当する公文書と特定したうえで、回議書に含まれる開示請求者等の郵便番号、住所、氏名、印、年齢、電話番号及び処分理由の説明中の訴訟に関する記載部分については、条例第8条第1号に規定する個人情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できる情報で、個人のプライバシーに属する情報が明らかになるおそれがあることから不開示とした。

(2) 諮問第158号について

請求対象公文書のうち、上記(1)の文書を除いた会議録を全部開示とした。

5 審査会の判断

(1) 請求の対象及び本件処分の内容

異議申立人が行った本件請求の対象は、「川崎市情報公開・個人情報保護審査会諮問第130号、平成16年6月4日付け「全部開示処分」及び「部分開示処分」(16川教庶第295号)、川崎市情報公開・個人情報保護審査会諮問第132号及び同審査会諮問第133号の各事案について、教育長の専決事項を教育委員会に報告した文書のすべて及び報告を受けた教育委員会の上記諮問に至る文書のすべて」である。これに対して実施機関は、対象公文書を、については上記各事案に係る諾否決定から諮問までの事務に関する教育委員会会議録及び配付資料、については上記各事案に係る諾否決定から諮問までの事務に関する回議書と特定して、のうち不開示情報が記録されていない各文書を全部開示処分(諮問第158号関係)とし、及びのうち不開示情報が記録されている部分が存する文書を部分開示処分(諮問第159号関係)としたものである。

本件異議申立ては、この全部開示処分と部分開示処分の両方に対してなされており、対象文書の範囲、開示の可否に関する判断を共通にするものと考えられるため、諮問第158号及び第159号の両者を併合して審理することとする。

(2) 異議申立理由に挙げられた横浜地方裁判所に係る裁判について

異議申立人の異議申立理由に挙げられた横浜地方裁判所に係る裁判は、川崎市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求に対して、実施機関が一部黒塗りにしたうえで「全部承諾」処分を行った事案に関するものである。同条例による開示請求の対象は、「本人の個人情報の記録」(平成13年改正前の同条例第13条第1項)とされており、実施機関は、同条例の解釈として、請求に係る個人情報に記載された公文書に「本人の個人情報の記録」に当たらない箇所があるとして当該部分を黒塗りにした場合でも、「本人の個人情報の記録」に当たると判断した箇所についてはすべて開示する場合には、請求の全部を承諾する旨の決定を通知することとしていた。そこで、上述の裁判では、同条例による開示請求の範囲が主要な争点の一つとなっていたのである。すなわち、個人情報の開示請求であるということの性質上、その範囲は該当公文書のうち請求者本人の個人情報を記録した部分に限られるのであって、実施機関が本人の個人情報であると判断した箇所をすべて開示する場合は全部承諾の決定としてよいのか、それとも開示請求の範囲は請求者本人の個人情報を記録した公文書全体に及び、実施機関が本人の個人情報でないとして黒塗りにした箇所がある場合には一部承諾(一部拒否)の決定としなければならないかが問題になったものであった。

これに対して、本件は公文書開示請求に関する事案であって、黒塗りにした箇所のない「全部開示」処分及び一部黒塗りにした箇所の存する「部分開示」処分を行ったものである。条例による開示請求の対象は、当該実施機関の管理する「公文書」であり(条例第6条)、実施機関は、請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない(条

例第8条)。また、請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、その部分を容易に区分できるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない(条例第9条第1項)。したがって、請求に対する一部承諾の決定には、不開示情報に当たる部分を黒塗りにする一部拒否の趣旨が含まれるのに対して、全部承諾の決定は、実施機関が請求に係る文書として特定した公文書についてその記載内容の全部を開示する旨の判断を示すものであって、当該公文書に黒塗りにした箇所は存在しないことを意味する。

以上のとおり、異議申立人が挙げる実施機関が裁判所に提出したとされる書面と本件とでは、前提となっている制度が異なり、請求に対する「全部承諾」、「一部承諾」の意味も同一ではないから、異議申立人が当該書面を引用して述べる部分は、本件の事案には当てはまらない筋の違う主張であるというほかない。

(3) 請求対象文書の範囲について

異議申立人の主張には、「……に関する文書のすべて」という請求に対して、実施機関が請求に係る文書として本件において特定した公文書が、請求対象文書の全部に当たるか否かが不明であるとする趣旨が含まれているとみられるので、まずその点について判断する。

一般に、「……に関する文書のすべて」という請求がなされた場合における対象公文書の範囲については、実施機関が対象文書を特定した判断に格別の不合理性がなく、他に当然作成されているべき文書または通常存在すると考えられる文書があるといった事情が認められないかぎりには、実施機関が特定した公文書をもって請求された文書のすべてであると推認することができる。そこでこの観点をもとに、本件において実施機関が請求に係る文書として特定した公文書の範囲の妥当性について検討することとする。

まず、教育委員会の権限に属する教育事務の中で、公文書の開示請求等に関する事項のうち教育長が専決することができるものについては、「不服申立てに対する決定以外の公文書の開示請求等に関すること」と定められ(川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項第3号)、教育長は、当該事務を専決したときは、速やかに教育委員会に報告することが義務づけられている(同条第2項)。ここにいう教育長の専決事項の範囲には、請求に対する諾否の決定、不服申立てに対する審査会諮問などのほか、処分理由書の作成と審査会への提出も含まれるものと解される。

実施機関は、「各事案について教育長の専決事項を教育委員会に報告した文書」としては、関係する教育委員会の会議録及び配付資料、「各事案について報告を受けた教育委員会の(当審査会への)諮問に至る文書」としては、関係する事務に関して作成された各種の回議書をもって本件請求に係る対象文書と判断したものであり、実施機関のこの判断自体は、上述した教育長の専決事項に関する規則の定めを照らして格別不合理な点はなく、また他に特別な事情も認められないから、妥当である。

他方、実施機関は、「各事案について、教育長の専決事項を教育委員会に報告した文書のすべて及び報告を受けた教育委員会の上記諮問に至る文書のすべて」とする本件請求の趣旨を、いずれも各事案に係る諾否決定から諮問に至るまでの期間を範囲としたものと理解したうえで、については当該期間内に教育長が専決した事項を報告した教育委員会会議録及び配付資料、については当該期間内に教育長が専決した事項に関する各種の回議書を対象文書として特定している。しかしながら、文言上から明らかに、前者、すなわち「各事案について教育長の専決事項を教育委員会に報告した文書」については、期間の限定は付されておらず、また、異議申立人が行った口頭意見陳述からも、諮問に至るまでの期間に範囲を限定する意図はないことが認められる。したがって、実施機関が請求に係る対象文書を「諮問に至る文書」まででよいと判断したことは、誤りである。

以上から、請求に係る対象文書には、諮問後の教育長専決事項に関する教育委員会への報告を示す文書が含まれるものと解される。ところが、実施機関が請求に係る対象とした文書の中には、諮問後に各事案に関する「処分理由説明書」を教育長専決で作成し、当審査会に提出したことを示す回議書（平成17年1月24日付け16川教庶第1137号、平成16年11月30日付け16川教庶第964号、平成16年11月30日付け16川教庶第965号）が存在するのに対して、請求に係る対象文書の中には、これらの教育長専決事項を教育委員会へ報告したことを示す会議録・配付資料は含まれていない。したがって、上記の各回議書に相当する教育委員会会議録・配付資料についても、本件請求対象文書に加えたうえで、不開示情報に該当する部分を除いて開示すべきである。

(4) 不開示情報の個人情報該当性について

本件の部分開示処分において、実施機関は、条例第8条第1号（個人に関する情報）に該当するとの理由から、教育委員会配布資料に記載された「請求者の氏名」、「請求概要欄の学校名」、回議書に記載された「請求者（又は申立人）の郵便番号・住所・氏名・電話番号・印・年齢」、「名宛人の氏名」、「処分理由説明中の訴訟に関する記載部分」を不開示としている。

上記のうち、請求者、申立人、名宛人等の氏名、郵便番号、住所、電話番号、印、年齢は、明らかに個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たり、これらを例外的に開示すべき特段の事情は認められないから、不開示としたことは妥当である。

これに対して、学校名は、それ自体によって特定の個人が識別される情報ではなく、また、本件の学校名を開示したとしても、一般人が通常容易に入手しうる他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となるような事情は認められない。したがって、学校名については開示すべきである。

また、処分理由説明中の訴訟に関する記載部分について検討すると、その記載内容のうち当該訴訟に関する事件番号（事件ごとに付された年度、符号、番

号)を開示した場合には、特定の訴訟事件及びそれに関係する特定の個人を識別することが可能になると考えられる。本件に関して当該個人の情報を例外的に開示すべき特段の事情は認められないから、処分理由説明中の訴訟に関する記載部分については、当該訴訟の事件番号を不開示とし、その余の部分は開示することが相当である。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会(五十音順)

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗